

[事案 28-7] 転換契約無効請求

・平成 28 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時に転換後契約の保障内容および保険期間について誤信があったとして、転換契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 1 月に契約した定期保険特約付終身保険を、平成 17 年 12 月に 5 年ごと利差配当付終身医療保険に転換したが、以下の理由により、本件転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人から、転換後契約について確定した額の配当金が受取れると説明されたのに、実際にはそうではなかった。
- (2) 募集人から、10 年後に更新される契約であるという説明がなく、更新型の契約ではないと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保障設計書等を用いて、転換前後の保障内容を対比しながら説明を行っている。
- (2) 転換後契約について、更新型の契約であることや、更新後の保険料等を説明している。また、確定した額の配当金が受取れるとの説明は行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件転換時に、申立人が、転換後契約について、確定した額の配当金が受取れる、更新型の契約ではない、と誤信していたことを理由として、転換契約の無効を認めることはできず、その他和解による解決を相当とする事情を見出すことができないので、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。